

M&I

海外で働く場合、その国の社会保障制度に加入する必要があり、日本の社会保険料と二重で負担しなければなりません。海外で保険料を払っても、加入期間が短いなどの理由で年金を受給できず、掛け捨てになることもあります。そこで日本政府は米国やドイツなど12カ国と、二重加入や掛け捨てを防止する社会保険協定を結んでいます(表)。ブラジル、スイスとの協定は今年3月に発効します。中国やインドなどとは協議中で、

4月から中国に3年ほど赴任する予定ですが、社会保険料を日本と中国で二重に払う必要があると聞き心配です。仕組みを教えてください。

(埼玉県、男性、42歳)

家計プロが答えます

駐在員が多いタイやシンガポール、インドネシアなど東南アジアの国とは協定を結んでいません。

協定を結んでいる「協定相手国」に赴任する場合や、そ

の国の企業に新規採用された

場合は、日本では加入が免除

され、相手国の社会保障制度

に入ります。ただし、海外

駐在が5年以内と見込まれる

場合は、「一時派遣」となり、

相手国ではなく日本で引き続

き加入することになります。

そこで日本政府は米国やド

イツなど12カ国と、二重加入

や掛け捨てを防止する社会保

険協定を結んでいます(表)。

ブラジル、スイスとの協定は

今年3月に発効します。中国

やインドなどとは協議中で、

社会保険労務士
井戸 美枝氏



海外赴任で社会保険料どうなる?

申告を忘れかちなのが、通院にかかるバス、電車代。いろいろにしたい。

（税理士の岡田俊明氏）。本人だけでなく、生計が一緒の配偶者や子どもの分も控除対象になるので忘れないようにしたい。

直前

A. 医療費控除の仕組

＜医療費控除額の計算式＞

$$\text{控除額(最高200万円)} = \frac{1}{1} \times \text{支払った医療費の合計額}$$

(注1)健康保険から支給
民間医療保険から

(注2)所得全額の合計額

＜控除対象は＞

項目
医師、歯科医による診療費、治療費や入院費
治療、療養に必要な医薬品の購入費
一定の国家資格者(注3)による治療費
看護師などによる療養上の世話代金
診療・治療を受けるための通院費

(注3)あん摩マッサージ

B. 上場株式や公募株課税

選択族	確定申告
申告は難渋税を適用	
社 会	税率10%、所得控除7%、住民税3%
売却損との損益通算	○

C. 災害で損害を受けた

＜控除金額は＞

安心キーワード

雇用保険② 受け取り時期、退職理由で違い

雇用保険の失業手当(基本手当)は、仕事を辞めた理由によって受け取れる

当を受け取れない。

1日分の手当の額は原則、60歳未満